

## 【事前相談予約前の確認シート】

「令和5年度 石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金」の活用をご検討されている方は、下表に示す項目の内容についてご確認いただき、全てのチェック欄に「○」が記入された時点で、事前相談の予約をお願いします。

なお、以下のチェック欄は補助要件の一部であるため、事前相談時に詳細な内容をお伺いいたします。このため、要件に満たない場合は、補助の対象とならないこととございますので、ご了承ください。

**※事前相談は申請についての諸要件を確認するもので、申請受付を予約するものではありません。**

自己所有 チェック欄	店舗等 チェック欄	確認項目
		申請者が所有する自己居住用住宅あるいは店舗等のリフォーム工事を行います。
		リフォーム工事を予定している建築物は、市内にあります。
		リフォーム工事を予定する建築物は、未相続（共有者を含む）の建築物ではありません。
		①【自己所有の場合】（購入後、転入予定を含む） 申請者（所有者）がリフォーム工事を予定する建築物は、不動産登記簿等に記載の建築物の所有者と同一者（以下「自己所有」という。）です。 ②【賃借の場合】（購入後、転入予定を含む） 建築物の賃貸借契約を結んでおり、建築物の所有者からリフォーム工事の同意（承諾）を得ています（予定も含む）。
<b>A住宅</b>	<b>B店舗</b>	①【A住宅の場合】（転入予定を含む） 自己所有又は賃貸借契約を行っている市内の住宅（以下「市内の住宅」という。）に居住し、市内に住民票を置いています。 ②【B店舗等の場合】 既に市内外で事業を行っている小規模事業者です。
		リフォーム工事は開始（終了）していません。
		今回、リフォーム工事を予定する建築物は、自己の居住（転入予定で住宅を購入）あるいは店舗等の用に供する建築物です。（売買・賃貸目的ではない。）
		リフォーム工事の契約の相手方は、市内に本店がある事業者（法人・個人事業主（市内に住所がある））を予定しています。
		リフォーム工事の申請者とリフォーム工事の契約者は同一者の予定です。
		リフォームは、補助対象工事費（別紙「補助対象工事費一覧」を参照）の合計金額が30万円以上(消費税を除く)の工事を予定しています。
		申請者は、納期到来分の市税を完納しています。
		予定しているリフォーム工事は、国・県・市の他の補助金を受け実施する工事（又は市の他の補助金が該当する工事）ではありません。
		今回、実施するリフォーム工事は、令和6年3月22日（金）までに工事完了（実績報告書の提出）です。